

第六次地域管理経営計画 第三次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間
自 令和 3年4月 1日
至 令和 8年3月31日

第一次変更年月日：令和 4年3月31日

第二次変更年月日：令和 6年3月29日

第三次変更年月日：令和 7年3月26日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の第六次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 ナラ枯れ被害について、令和6年12月19日に開催された「ナラ枯れ被害拡大防止対策会議」の結果から被害拡大防止に向けた対策を一層強化することが必要と判断し、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項を変更する。

本変更計画は、令和7年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

..... (15) 1

注1：（ ）書きは、胆振東部森林計画区の第六次地域管理経営計画書の頁である。

2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

【現行計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

【変更計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、渡島檜山森林計画区において北海道内で初めて確認され、拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡視活動を行うよう取り組むこととする。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとする。